

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】令和3年11月11日(2021.11.11)

【公開番号】特開2020-75657(P2020-75657A)

【公開日】令和2年5月21日(2020.5.21)

【年通号数】公開・登録公報2020-020

【出願番号】特願2018-211040(P2018-211040)

【国際特許分類】

B 6 0 K 1/00 (2006.01)

B 6 2 D 25/08 (2006.01)

【F I】

B 6 0 K 1/00

B 6 2 D 25/08 E

【手続補正書】

【提出日】令和3年10月4日(2021.10.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

車両前部のパワーユニット搭載ルーム内に配置された所定の制御装置を保護する車両前部構造において、

前記パワーユニット搭載ルーム内の車両側部付近を前後方向に延び前方にゆくほど上方に延びる傾斜部および該傾斜部から前方に向かって水平方向に延びる水平部を有するサイドメンバと、

前記サイドメンバの車幅方向外側に立設され前輪のサスペンションを懸垂する筒状のストラットタワーと、

前記車両側部を形成していて前記ストラットタワーに連結されている側壁と、

前記サイドメンバの前記傾斜部の上方に位置し前記制御装置を支持するブラケットとを備え、

前記ブラケットは、

前記制御装置が載置される本体部であって、前記ストラットタワーの上方に位置し少な
くとも一部が平面視で前記ストラットタワーと重なる本体部と、

前記本体部から延び側面視で前記ストラットタワーよりも前方で前記側壁に固定される第1固定部と、

前記本体部から延び側面視で前記ストラットタワーの前端よりも後方で所定の第1車体部材に固定される第2固定部とを有することを特徴とする車両前部構造。

【請求項2】

前記側壁は、側面視で前記ストラットタワーとの連結箇所よりも前方から上方に延びるフェンダアップブラケットを含み、

前記第1固定部は、前記フェンダアップブラケットに固定されていることを特徴とする請求項1に記載の車両前部構造。

【請求項3】

車両前部のパワーユニット搭載ルーム内に配置された所定の制御装置を保護する車両前部構造において、

前輪のサスペンションを懸垂する筒状のストラットタワーと、

車両側部を形成していて前記ストラットタワーに連結されている側壁と、
前記制御装置を支持するブラケットとを備え、
前記側壁は、

側面視で前記ストラットタワーとの連結箇所よりも前方から上方に延び後方に空隙が位置するように配置されたフェンダアップブラケットと、

前記フェンダアップブラケットの上端に設けられ車両のヘッドライトを固定するヘッドライト固定部とを含み、

前記ブラケットは、

前記制御装置が載置される本体部であって、前記ストラットタワーの上方に位置し少なくとも一部が平面視で前記ストラットタワーと重なる本体部と、

前記本体部から延び前記フェンダアップブラケットに固定される第1固定部と、

前記本体部から延び側面視で前記ストラットタワーの前端よりも後方で所定の第1車体部材に固定される第2固定部とを有し、

前記第1固定部は、前記第2固定部よりも上方に配置されていることを特徴とする車両前部構造。

【請求項4】

当該車両前部構造はさらに、前記フェンダアップブラケットの上端に固定され該上端から後方に延びさらに所定の第2車体部材に固定されるフードヒンジブラケットを備えることを特徴とする請求項2または3に記載の車両前部構造。

【請求項5】

前記フードヒンジブラケットは前後方向に長手の部材であり、該フードヒンジブラケットの上面には車幅方向に沿って延びるビードが形成されていることを特徴とする請求項4に記載の車両前部構造。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0038

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0038】

まず、前突時の衝撃をサイドメンバ106が主に受けた場合について説明する。この場合、車両前部構造100では、サイドメンバ106が傾斜部108を起点として図6の矢印Cに示すように上方かつ後方に回転するように変位する。なお図6には、変位する前のサイドメンバ106の外形を鎖線で示している。